

平成 23 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ブイ・テクノロジー
代表者名 代表取締役社長 杉本 重人
(コード番号 7717 東証一部)
問合せ先 広報 IR 課長 河原 拓
(TEL. 045-338-1980)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により当社執行役員及び従業員並びに当社の関係会社の役員及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社執行役員及び従業員並びに当社の関係会社の役員及び従業員の業績向上に対する士気と意欲を高め、収益拡大と体質強化を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社執行役員及び従業員並びに当社の関係会社の役員及び従業員のうち当社取締役会で決議する者

(2) 発行する新株予約権の総数

200 個を上限とする。

各新株予約権 1 個につき普通株式 1 株とする。

なお、(3)に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行なった場合は、発行する新株予約権の総数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を上限とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式の分割または併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行なわれ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算出される 1 株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に (3) に定める各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（ただし、1 円未満の端数は切上げる。）とする。ただし、かかる金額が割当日の終値（当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値をもって行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式の分割または併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社の合併、株式交換、会社分割等により、行使価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

付与決議の日後 2 年を経過した日から 3 年間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金または資本準

備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の執行役員または従業員、または当社の関係会社の役員または従業員の地位を保有していることを要する。
ただし、任期満了による退任、定年退職、関係会社への移籍、役員就任その他これらに準じる正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の行使の条件については、取締役会決議及びこれに基づき当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約の定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡の禁止

新株予約権を譲渡することはできない。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会の決議により定める。

以 上